

令和8年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジモデル企業創出等業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジモデル企業創出等業務

2 目的

「2050年までのカーボンニュートラルの実現」を国際公約としている我が国においては、2026年度から、温室効果ガスの排出量取引制度が本格的に始まるとともに、2027年3月期決算からは、時価総額3兆円以上の企業を対象に温室効果ガス排出量の国際的な情報開示基準であるISSBに準拠した情報開示が求められ、順次対象拡大が予定されており、今後は、中小企業であっても国際的な基準に準拠した脱炭素経営が求められることが予想される。

そこで、本業務は、県内中小企業を対象に国際的な基準に準拠した脱炭素経営の早期普及拡大を図ることで、県内産業の競争力を長期的に維持、発展させることを目的とする。

3 業務概要

「SAGA ネットゼロ・コンソーシアム」と連携しながら以下を実施すること。

なお、「SAGA ネットゼロ・コンソーシアム」とは、佐賀県内の経済団体、行政、金融機関等で構成され、各々が連携しながら脱炭素経営に関する調査・啓発・施策検討を実施し、県内中小企業の脱炭素経営を地域ぐるみで支援することを目的とした組織であり、詳細については、「SAGA ネットゼロ・コンソーシアム」のホームページ (<https://saganetzero.com/>) を参照すること。

また、具体的な連携内容については、受託者決定後に県と協議して決定すること。

- (1) モデル企業創出のための伴走支援
- (2) セミナーの開催
- (3) ワークショップの開催
- (4) 企業の社内体制構築支援（講師派遣）
- (5) 報告会の開催
- (6) 佐賀県との協議等
- (7) その他

4 業務内容

県内中小企業の脱炭素経営の普及拡大に向けて、以下の業務を実施すること。

(1) モデル企業創出のための伴走支援

温室効果ガス（以下、「GHG」という。）の排出量削減に取り組もうとする県内中小企業に対し、GHG 排出量削減に向けた経営計画（以下、「削減計画」という。）の策定、令

和 8 年度内に実施可能な削減策の実施、及びモデル企業の取組内容や成果の公表について、以下に留意して伴走支援を実施すること。

- モデル企業は、GX2040 ビジョンや第 7 次エネルギー基本計画の内容を踏まえ、「サーキュラーエコノミー」、「ZEB (Net Zero Energy Building)」等の視点を加味しながら 2 社以上選定することとし、受託者の協力と同意を得て県が選定する。
- 伴走支援は、技術的な視点だけでなく経営的な視点を含めるなど、企業価値を総合的に向上させる内容とすること。
- 原則月 1 回以上は、モデル企業を個々に訪問して面談等を行うこととし、必要に応じてオンライン会議を利用することで面談回数を増やす等、綿密できめ細やかな支援を行うこと。
- モデル企業と面談等を行った際は、その要点を可能な限り詳細にまとめた議事録を作成し、速やかに県へ報告を行うとともに、疑義等が生じた場合はその都度、県へ確認すること。

<支援内容>

① モデル企業の GHG 排出量算定、分析、検証及び削減計画の立案

モデル企業の GHG 排出量を算定し、その内容を分析して排出状況を把握し、削減対象や効果的な削減方法などについて検証（以下、「削減方法等検証」という。）し、削減計画を立案する。

○ GHG 排出量算定

- ・ GHG 排出量算定に当たっては、国際的に多く適用されている基準により行うこと。（現時点では、GHG プロトコルを想定している。）
- ・ モデル企業の事業活動等を把握し、当該企業による SCOPE 1 及び 2 の GHG 排出量算定を支援すること。また、モデル企業の実情に合わせた範囲での当該企業による SCOPE3 の算定を支援すること。
- ・ 次年度以降もモデル企業が継続的に GHG 排出量を算定できるように、算定基礎資料収集方法に関するアドバイスや社内体制構築の支援を実施すること。
- ・ 有償の GHG 排出量算定ツールを利用する場合、本業務期間中のツール利用料は受託者が負担すること。

○ 削減計画の策定

脱炭素社会におけるモデル企業の将来像を当該企業とともに考え、GHG 排出量算定や削減方法等検証で得られた結果とモデル企業のビジネスモデル等を踏まえ、GHG 排出削減の方針を立案するとともに、当該方針に基づいて GHG 排出量を中長期的に削減するための削減計画の策定を支援する。

- ・ 削減計画は、全社的な視野に基づいて検討するとともに、当該企業による事業の持続性が確保可能な内容とすること。
- ・ 削減計画は短期及び中長期的な視野で検討し、具体的投資計画を伴う実効性のあるものとする。

- ・ 将来像の実現に向けた取組を進めるために、時系列で対応を整理したロードマップを策定すること。

② 削減計画の実行及び開示支援

①で作成した削減計画において、令和8年度内に実施可能なものについては、当年度内に実行できるように支援すること。また、生産設備等の運用見直しによる削減などについては、支援終了後もモデル企業が自走していけるような仕組みづくりに努めること。

また、モデル企業が本業務による取組等を公表することで将来に亘って企業価値の向上に寄与するよう、その手段、方法、内容等についてモデル企業とともに検討し、当該企業が伴走支援終了後も公表を継続できるようにすること。

なお、実施に当たっては、以下に留意すること。

- 削減計画を実行する際に参考となる、国等の補助金情報を提供すること。
- ホームページ等での公表時には、分かりやすい構成（脱炭素社会における企業の将来像を踏まえた戦略や削減計画等）が必要であることから、公表資料作成時に支援を行うこと。
- モデル企業がSBT等の認証取得を希望する場合、申請や事務局とのやり取り等のフォローアップを実施すること。

③ モデル企業の従業員向け支援

モデル企業において、従業員が脱炭素経営を「自分事」として捉えられるように、研修会やグループワーク等、従業員参加型の取組を実施すること。

なお、開催に当たり、対象者、開催方法等はモデル企業と調整すること。

④ その他

上記①～③の他に、モデル企業創出に当たり有効な手段・手法等があれば、提案書に記載すること。

また、本業務の成果を県内に周知することとし、その具体的な方法は提案書に記載すること。

<業務実施スケジュール>

業務実施スケジュールは以下を想定している。

- 令和8年5月：モデル企業の募集開始
- 令和8年6月：モデル企業の選定
- 令和8年7月～：モデル企業への支援開始（令和9年2月末までを想定）
- 令和9年2月：報告会の開催（モデル企業及びSAGA ネットゼロ・コンソーシアムのそれぞれにおいて実施）

(2) セミナーの開催

県内中小企業の脱炭素経営に向けた機運を醸成し、取組企業を増加させるために、SAGA ネットゼロ・コンソーシアムと連携し、県内中小企業向けのセミナーを実施すること。

なお、実施に当たっては、以下に留意すること。

- 開催時期は令和8年5月、9月、令和9年1月の3回を想定しているが、業務の都合等により変更は可能であり、その際は、県と協議して決定すること。
- 実施方法は対面方式及びオンライン方式のハイブリッド型を想定している。
- 各回の内容は、初めて参加する者でも理解しやすく、関心を持ってもらえる構成とすること。
- 3回のうち1回はサーキュラーエコノミー（アップサイクル等）の視点を盛り込んだ内容とすること。
- 3回のうち1回はCIREn (<https://ciren.jp/>) と連携し開催すること。開催時期は県と協議して決定すること。
- 開催に係る業務は、全て受託者が直接行うこと。
- セミナーの開催内容等については、提案書に記載すること。

(3) ワークショップの開催

セミナー等で脱炭素経営への理解を深めた県内中小企業が、GHG 排出量算定や排出量削減計画策定に踏み出せるよう、SAGA ネットゼロ・コンソーシアムと連携し、対面・集合型のワークショップを開催すること。

なお、実施に当たっては、以下に留意すること。

- 実施方法は原則対面とし、県内8ヶ所で各2講座（各地区5社以上の参加者を想定）実施すること。なお、1回あたりの開催時間は3時間程度の想定。
- 必要に応じて、オンラインの講座も実施すること。
- 参加企業がワークショップにおいて自社の事業活動によるGHG 排出量（SCOPE 1及び2）を算定し、削減目標を設定する内容を想定しており、ワークショップ後も社内で継続的に脱炭素経営が実践できるよう、参加者が理解しやすい内容とすること。
- 開催に係る業務は、全て受託者が直接行うこと。
- ワークショップの開催内容や、より多くのSAGA ネットゼロ・コンソーシアム会員と連携した開催になるような工夫等については、提案書に記載すること。

<ワークショップ開催イメージ>

	第1回 ○○について	第2回 ××について
A地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
B地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）

各地区2回とも同一参加者を想定。（1地区1回あたり5社以上）

C地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
D地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
E地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
F地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
G地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）
H地区	○月○日（3時間程度）	○月○日（3時間程度）

（4）企業の社内体制構築支援（講師派遣）

県内中小企業 15 社を対象に、各社 1 回を上限として講師（脱炭素アドバイザー等）を派遣し、脱炭素経営に関する課題や取組状況に応じた社内体制の構築を支援すること。（例：継続的な GHG 排出量算定を行うための基礎資料の収集方法に関する従業員向け研修、脱炭素経営方針を検討するためのグループワーク、GHG 排出量削減に全社的に取り組むための従業員向け勉強会等）

なお、実施に当たっては、以下に留意すること。

- 派遣先企業と事前打合せを行い、脱炭素経営に関する課題や取組状況及びニーズを把握したうえで実施すること。
- 経営者や役員だけでなく従業員も含めて、全社的に取組を加速させるような内容とすること。
- 企業との事前打合せを含む支援に係る業務は、全て受託者が直接行うこと。
- 具体的な支援内容等については、提案書に記載すること。

（5）報告会の開催

モデル企業及び SAGA ネットゼロ・コンソーシアムに対して、本業務の取組内容等についての報告会を実施すること。

<留意事項>

- モデル企業向けは従業員等に対し、伴走支援結果等を「自分事」として捉えてもらうこと、SAGA ネットゼロ・コンソーシアム向けは業務全体の総括及び次年度以降の改善点等について情報を共有する場とすることを想定している。
- モデル企業への報告会については対象者、開催方法等は企業側と調整して実施すること。
- SAGA ネットゼロ・コンソーシアム向けの報告会については原則対面で行うこととし、場所は別途指示する。

（6）佐賀県との協議等

本業務を実施するに当たり、受託者は定期的に県と協議等を行うこと。

<留意事項>

- 本業務の実施に際し、対面での実施を基本として、業務着手時以降、県との協議を

原則月 1 回以上実施すること。また、協議後は速やかに議事録を作成し、県の確認を受けること。

- 状況に応じ、オンライン会議等により協議を実施することを認める。

(7) その他

(1) ～ (6) の業務を実施するに当たっては、次の点に留意すること。

- (1) ～ (4) を実施するに当たり、実施内容が県内企業へ広く行き渡るような工夫(募集する上での工夫)をすること。
- 契約締結後 15 日以内に、業務を実施するための実施スケジュール、実施体制及び業務に必要なその他の事項をまとめた計画書を県に提出して了解を得ること。
- 業務工程を管理するために、原則月 1 回以上実施する佐賀県との協議時に実施スケジュールに沿った進捗状況を報告すること。なお、進捗状況に応じて実施スケジュールを変更する場合には、県に提出して了解を得ること。
- 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。

5 成果物の納品

(1) 成果物

受託者は次に掲げる成果物を納期内に納品すること。

成果物	納期
① 業務完了報告書【紙媒体及び電子媒体】	委託契約期間内
② 議事録【紙媒体及び電子媒体】	
③ 報告会及び佐賀県との協議(原則月 1 回以上実施する協議)に使用した資料【紙媒体及び電子媒体】	
④ 業務の詳細資料【紙媒体及び電子媒体】	
⑤ その他、提案書で提案した成果物等	

(2) 納品部数

紙媒体及び電子媒体(CD-R 又は DVD-R)を各 1 部納品すること。

(3) 納品場所

佐賀県産業労働部産業グリーン化推進グループ(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59)への納品とする。

6 成果物の権利の帰属

- (1) 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものを除き、本業務の成果品は全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製、貸与、流用又は廃棄し

てはならない。

- (2) 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものがある場合は、業務完了までに具体的に県に示し、取り扱いについて県と協議しなければならない。

7 成果物の補足・修正

本業務完了後、県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合、受託者は、県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施しなければならない。

8 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される個人情報取扱特記事項（別記1）、情報セキュリティ対策特記事項（別記2）、その他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は一部を、第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務について、再委託先も受託者と同様に負わせるための措置を実施することとし、実施する措置については、事前に県の承認を得なければならない。
- (3) 第三者に再委託等を行う場合、その最終的な責任は受託者が負わなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。ただし、10分の9に相当する額を限度に前金払いができるものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2

情報セキュリティ対策特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

(守秘義務)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還

し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。